

## 社会福祉法人天理 施設利用に関する利用規約

### 1. 目的

社会福祉の振興及び増進のほか、地域や関係機関との交流及び連携促進等を図るため、研修、会議、情報提供等を行うことを目的とする。

### 2. 利用申込及び利用承認

研修室等の施設及び設備等を各種外部団体等が利用するにあたっては、利用希望日の3ヶ月前から7日前までに、施設利用許可願（別紙1）により利用申請を行うものとする。

利用許可は、利用申請受理後、上記目的に合致する内容であるか法人本部が判断し承認を得たものに限る。また法人本部は、施設利用にあたり、下記「禁止事項」及び「注意事項」等を遵守できず不適切な活動を行っているとは判断される利用者等に対して、利用の承認の取消し及び利用を制限することができる。

### 3. 利用料

施設及び設備等の利用にあたっては、別表に定める額の利用料を徴収する。

利用者等は、施設及び設備等の利用後60日以内に、法人本部が指定する口座に利用料を支払うものとする。なお法人本部が特別の理由があると認める場合以外、既納された利用料については返還しない。

### 4. 利用時間

利用時間は、9時00分～17時00分とする（平日、休日等一律）。

なお、施設内における各種行事等により利用可能日や利用時間が変更する場合がある。

### 5. 利用可能な施設及び標準定員について

利用可能な研修室等の施設は下記のとおり

- ▷ 研修室           （40名）
- ▷ 講 堂           （60名）
- ▷ 地域交流室      （20名）

### 6. 貸出し設備

施設利用にあたり、設備及び物品等は物品借用願（別紙2）を申請することにより使用することができる。

## 7. 禁止事項

火気などの危険物を持ち込み使用すること。過度な大声、振動、音の出る機械の使用等、他の利用者の迷惑になること。その他、法人本部が不相当と認める使用。

## 8. 注意事項

- ・利用施設内の飲食は可とする（ソフトドリンクと軽食等）。
- ・敷地内（施設内）での喫煙は不可とする。
- ・貸与した設備及び物品の破損などにより、金銭的な負担が生じる場合は、実費分を利用者等に請求するものとする。

## 附 則

この規約は、令和 元年 10 月 1 日より施行する

### 別表（利用料）

#### 【施設利用料】

	午 前	午 後	午前・午後
	9 時 00 分～12 時 00 分	13 時 00 分～17 時 00 分	9 時 00 分～17 時 00 分
研 修 室	5,000 円	6,000 円	11,000 円
講 堂	5,000 円	6,000 円	11,000 円
地域交流室	3,000 円	4,000 円	7,000 円